

2022

ブランド パートナー Matching Project

クリエイター 募集要項



専用サイト

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

1 概要

「ブランドパートナーMatching Project」では、自社の商品やサービスに係る課題を、クリエイターのアイデアで解決してみたい中小事業者を募集します。

このプロジェクトでは、商品やサービスを創り出す事業者とクリエイターが「ブランドパートナー」となって、新しいヒット商品（サービス）を産み出すきっかけとしていただくため、中小事業者の皆さんの課題をテーマに、クリエイターの皆さんから提案されるアイデアのコンペティションを開催します。

2 応募できる事業者の方

以下の(1)から(5)までのいずれも満たす事業者の方が、このプロジェクトに応募することができます。

- (1) さっぽろ連携中枢都市圏の市町村（※）を拠点に活動するクリエイターの方（個人、法人は問いません。）

※札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町

- (2) 商品やサービスなど企業が抱えている課題を自らのアイデアで解決してみたい方
- (3) さっぽろ連携中枢都市圏の市町村で継続して1年以上の期間、デザインやコンテンツ産業に係る事業を営んでいること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていないこと。

3 応募方法・募集件数

注意事項等の詳細を必ず確認した上で、「各種申込ページ」よりお申込みください。

- (1) 添付書類

以下まとめてzipファイルで添付してください（zipファイルで最大5MB）。

- ① 申込書（エントリーシート）（様式2）※様式2は専用サイトよりダウンロードできます。
- ② 企画提案書（様式自由）
※プレゼン審査へ進んだ場合は、実際のサイズ（同じ内容）を再度ご提出いただくことが可能です。

- (2) 応募締切

令和4年11月30日（水）17時

(申込サイト)「各種申込ページ」

<https://www.icc-jp.com/news/application.html>



(3) 表彰について

3部門ある企業の課題ごとに、以下の通り表彰いたします。

最優秀賞	各1作品	賞状、賞金30万円
優秀賞	各2作品	賞状、賞金10万円
特別賞	特別賞	賞状

(4) 審査委員（敬称略）

- ・長岡 晋一郎 株式会社 北海道博報堂 クリエイティブ ディレクター
- ・名塚 ちひろ 一般社団法人ドット道東理事・クスろ副代表アートディレクター
- ・島名 毅 札幌大谷大学芸術学部美術学科 准教授
- ・平野 たまみ 雑誌『0.tone』編集長

4 コンペティションの流れ

アイデア応募から、結果発表や企業とのマッチングまでの流れは以下のとおりです。

(1) テーマ・課題の発表

オリエンテーションを開催し（10月中旬予定）、企業のテーマ・課題を発表します。なお、専用サイトでも企業のインタビュー動画を掲載し、企業のテーマ・課題等に対する企業の想いなどをお伝えします。



(2) アイデアの募集

企業のテーマ・課題等に対するアイデアを募集します。



(3) プレゼンテーション審査会（12月上旬）

書類審査（事前審査）を通過した方を対象に、プレゼンテーション審査を行います。



(4) 結果発表（12月上旬）



(5) 企業とのマッチング（12月上旬）

テーマ・課題を提供した企業と、応募アイデアの中から1つを選び、企業とクリエイターのマッチングを行い、応募アイデアの具体化（実現）を目指します。

※マッチングの対象は、課題を提供した企業が選択するため、必ずしも受賞作品がマッチングの対象となるわけではありません。

5 知的財産権に関する事項

- (1) 各企画案の知的財産権は各企画提案者（応募クリエイター）に帰属します。ただし、参加企業と参加クリエイターとの間でマッチングが成立した場合の契約において定めている場合は、その限りではありません。
- (2) 企画提案者（応募クリエイター）は、企業側に対し、企画提案者（応募クリエイター）が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとします。
- (3) 応募された企画提案が第三者との知的財産権を侵害する疑いがある場合は、応募を取り消すことがあります。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者（応募クリエイター）は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ第三者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- (5) 参加企業は、マッチングが成立しなかった企画提案者（応募クリエイター）に対し、彼らが創作した企画及び彼らの著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとします。
- (6) 参加企業に対して、マッチングが成立しなかった企画提案者（応募クリエイター）との知的財産権を侵害する疑いがある場合は、コンペの参加を取り消すことがあります。
- (7) 企画提案の利用について、マッチングが成立しなかった企画提案者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加企業は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつマッチングが成立しなかった企画提案者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- (8) 応募された企業情報及び企画提案、その他提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合があります。

6 個人情報に関する事業

応募者の個人情報については、当財団の個人情報取扱方針に基づき、本事業の目的の範囲内で取り扱います。